（削る）

2　清涼飲料水（原料用果汁を除く。以下２において同じ。）の容器包装

清涼飲料水の容器包装は，ガラス製容器包装，金属製容器包装（容器包装の開口部分に，密封のために金属以外の材質を用いたものを含む。以下この目において同じ。），合成樹脂製容器包装，合成樹脂加工紙製容器包装，合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装又は組合せ容器包装（金属，合成樹脂，合成樹脂加工紙又は合成樹脂加工アルミニウム箔のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この目において同じ。）であつて，次の⑴から⑷までにそれぞれ掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

⑴　ガラス製容器包装

１．回収して繰り返し使用するものにあつては，透明なものであること。

２．次の試験法による試験に適合するものであること。ただし，紙のふたにより打栓するものにあつてはこの限りでない。

ａ　炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐圧試験を行うとき，ガス漏れがないこと。

ｂ　清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

ｃ　炭酸を含有しない清涼飲料水であつて，かつ，熱充てん以外の方法で充てんするものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

⑵　金属製容器包装

１．次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　容器包装内の圧力が常温で大気圧を超えるものにあつては，強度等試験法中の耐圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

ｂ　容器包装内の圧力が常温で大気圧と同等又はそれ以下のものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

２．容器包装の開口部分に，密封のために金属以外の材質を用いたものにあつては，次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。ただし，開口部分を下にして試験を行うこと。

ｂ　密封のために用いる金属以外の材質は，強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき，測定される値が490kPa以上であること。

ｃ　密封のために用いる金属以外の材質は，強度等試験法中の突き刺し強度試験を行うとき，測定される値が15N以上であること。

⑶　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装

１．内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格以下「Ｄ　材質別規格」という。）の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格において個別規格の定められたものであること。ただし、合成樹脂加工アルミニウム箔であって密封の用に供されるものについては、この限りでない。

２．次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

ｂ　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。

ｃ　熱封かんにより密封する合成樹脂加工紙製容器包装にあつては，強度等試験法中の封かん試験を行うとき，空気漏れがないこと。